

「育鵬社」の中学校社会科教科書の特徴 — 「公民」を中心に学習上の問題点と特異な視点について —

饗場和彦・徳島大学大学院社会産業理工学研究部

はじめに

新学習指導要領が 2021 年度から実施されるのに合わせ、中学校で使う新しい教科書が 2020 年に各教育委員会などで採択された。このうち社会科では公民的分野で 6 社(育鵬社、教育出版、自由社、帝国書院、東京書籍、日本文教出版)が、また歴史的分野では 7 社(育鵬社、教育出版、帝国書院、東京書籍、日本文教出版、学び舎、山川出版)がそれぞれ文科省の検定に通り、これらの複数の教科書の中から選択された。学習指導要領の改定に即し、基本的に 4 年に 1 回行われる教科書採択において、毎回注目を集めるのがこの公民と歴史の教科書である。文科省の検定により一定の規制が課せられるとはいえ、内容については各出版社に編集の裁量があるため、政治観と歴史観の相違によって内容に対する評価が違ってくるためである。中でも育鵬社の教科書は特異な性質があり、近年、賛否の議論の的となっている。

本稿では、2020 年の検定に合格した育鵬社の公民の教科書、『最新 新しいみんなの公民』について、どのような特徴があるのか、検証を行う。それらの特徴は 2 種に大別できる。一つは、生徒が学びやすいかという学習上における客観的な好適性の特徴であり、もう一つは、生徒の発想や観点到に影響を及ぼす面、つまり思想・信条や政治観に関する面における特徴である。後者の特徴は価値観をめぐる面であるから、そもそも多様であり特定の立場の正誤はないゆえ、一概に良し悪しの評価はできにくい。他方、前者は学習上の技術的な面であるから、そこで問題があるとするなら教科書としての評価は低くなる。本稿では、この 2 種の点から、他社と比較しつつ育鵬社の公民の教科書について考察し、同書の学習上の不備な点と、政治観・歴史観の特異性を明らかにする。また、歴史学は筆者の研究分野ではないが、専門である安全保障学の観点から育鵬社の歴史の教科書、『最新 新しい日本の歴史』についても考察、言及する。

なお、教科書会社名については以下のように略記する：育鵬社→育鵬、教育出版→教出、自由社→自由、帝国書院→帝国、東京書籍→東書、日本文教出版→日文、学び舎→学舎、山川出版→山川。また本文中()で記した引用元について、「歴史」と書いている場合は歴史の教科書を、何も書いていない場合は公民の教科書を指す。

1 学習上の技術的な面の特徴

育鵬の教科書は、生徒が普遍的に必要なとされる知識を習得するうえで適切な内容になっているのであろうか。その内容を検討すると、以下のように間違った説明、不十分な説明、わかりにくい説明がみられ、教科書としての評価は他社(教出、東書、日文、帝国)と比

べて相対的に低いと判断できる。

1-1 民主主義

民主政治を学ぶ單元における育鵬の記述では、民主主義の本質が十分に理解されにくい。「世界では、国民の自由な意思に基づく民主主義による政治（民主政治）が広がりつつあります。」(p78)とあり、続けて「民主主義で重要なことは、話し合いをとおしてたがいに説得し合うことです」として多数決原理を説明する。しかし、この文脈では、そもそもその「世界で」「広がりつつあ」る民主主義とは何か、という本質の説明がない。

この点で他社はわかりやすい記述をする：

私たちは、より良い人生を生きるために、自分のことを自分自身で決める自由と権利をもっています。同時に、私たちは社会の一員として、さまざまな人々とともに暮らしています。そのため、自分のことを自分自身で決めるとすれば、私たちのことは私たち自身で決めなければなりません。つまり、社会をつくるすべての人々に関わることにについては、その社会を構成する人々自身が決定する必要があります。こうした考え方を、民主主義といいます。(教出 p84)

あるいは、もっと端的に言えば、民主主義とは「みんなのことはみんなで決める」(日文 p78)ということであり、もう少し制度的に言えば「国民または国民によって選ばれた代表者が権力を行使し、国民全体のために政治を行う」(東書 p78)ことを指す。

また民主主義には欠点や限界も多くあるが、育鵬ではその点の理解も深まらない。トクヴィルやミルがつとに指摘したように、多数決による民主政治は「多数者の専制」に陥る危惧があり、また多数決は必ずしも民意を正確に反映しないし、いくら多数決であっても決定・強制できない領域がある。育鵬では、一応本文中に「少数意見の尊重」を記すが、こうした多数決の複雑な面は言及されない。他社は、たとえば帝国はワークのページで「みんな決めてよいことか」として具体的な事例を生徒に考察させるし (p33~34)¹、教出は側注で単純多数決と特別多数決(点数で投票し総得点を計算)によって民意の反映が違うことを説明する (p85)し、日文は本文で「基本的人権の尊重などの多数決で変更できない原理があります。」と明記している (p79)。

育鵬は、民主主義に対する留保として「その時点での価値観だけを絶対視して進められた急激な改革が、時に大きな破壊と犠牲を生んだことを、私たちは歴史から学びました。多くの先人の思いを尊重しながら改善するという姿勢が、良識ある民主主義の発展には大切です。」と本文に書くが、これは保守主義の政治思想を推奨しているだけであり、多数決に対する抑制原理の説明ではない。

また、「政党と政治」の単元で、政党の公約を説明する際、育鵬は「主な政党の選挙公約集(2017年)」として側注に「自民党」「公明党」「立憲民主党」「日本維新の会」の公約集

の写真を挙げている (p80)。しかし「主な」と表記してあるので、生徒には国民民主党や日本共産党、れいわ新選組はじめここに載っていない政党は「主」でない、重要でない政党というイメージがもたれかねない。育鵬の旧版 (2011 年検定済み) では、同じところで自民党の公約だけ載せていたので今回は修正したのだが、それでもなぜこの 4 政党なのか、わからない。他社は同じ文脈で 10 政党 (教出 p90)、9 政党 (東書 p82、帝国 p73)、8 政党 (日文 p82、自由 p96) を挙げる。

教育基本法では第 14 条で「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」を禁止するが、「たとえば…」という文脈でなく、「主な…」という文脈で「特定の政党」を四つ挙げるのは、この規定との関係で疑問が生じるだろう²。とくにこの単元を扱う時期が選挙運動期間中に当たる場合、教員が「主な政党はこの 4 つです」と生徒らに教えるなら、公職選挙法第 137 条の「教育者の地位利用の選挙運動の禁止」の点でも危惧が生じる³。

「政治参加と世論」の単元でマスメディアを説明するが、本来はまず民主主義におけるマスメディアの重要性が説明されねばならない。「マスメディアは、政府や政党の活動や、世界のできごとを国民に伝えたり、反対に、国民の声を政治に伝えたりします。また、国民に代わって、政府の活動を監視、評価、批判します。」という説明が不可欠である (日文 p85)。ところが育鵬はこうした説明がなく、逆に他社にはない「マスメディアの問題点」という項目まで立て、その意義よりも課題を強調する (p85)。世論について育鵬は「マスメディアが自社の思惑に基づいて一面的な情報を流す世論操作がなされたり」(p85)と書くが、世論操作を取り上げるならむしろ、教出が書くように「ときの政権がマスメディアを利用して、人々を思うように操作」するという点のほうが重要であろう (p92)。

マスメディアに対し否定的すぎる育鵬であるが、なかでも個別に朝日新聞への嫌悪がのぞく。旧版では朝日新聞のサンゴ礁記事の捏造を載せていたが、今回の新版でも福島原発事故や「従軍慰安婦」報道でバッシングを浴び、頭を下げる朝日新聞社長らの写真を掲載する (p85)⁴。逆に育鵬と同じグループ会社の産経新聞の記事 (拉致事件) は特ダネとして大きく扱っている (p184～185)。

1-2 憲法

憲法について育鵬は不十分、不正確な記述が目立つ。近代憲法の要諦である立憲主義について、育鵬はそもそも旧版ではその用語すら載せていなかった。今回載るようになったものの、その記述は適切でない。「憲法にのっとって国を運営していくことを立憲主義といいます」(p39)という記述であり、これでは本質がわからない。他社はすべてその本質的意義を説明している。「憲法によって国家権力を制限し、国民の人権を保障しようとすることを立憲主義といいます」(教出 p42)、「法の支配に基づき、憲法によって政治権力を制限して人権を保障するという考え方を、立憲主義といいます」(東書 p41)、「憲法に基づいて政府をつくり、政治を行うことにより権力の濫用を防ごうとする考え方を立憲主義といいます」(日文 p38)など、国家権力を縛る制限規範としての憲法の意義を説明している。

育鵬の執筆者は、近代憲法は国民の人権の保障を図るため、国民が国家に命じている規範であるという理解が薄いのか、次のような誤解を招く記述もなされる:「憲法の理念に沿って国民生活を営むためには、この三つの義務に加え、すべての国民が憲法を尊重し、等しく憲法に保障された権利と自由を享受できるよう心がけなければなりません。(傍点筆者)」(p47)。しかし、現行憲法第 99 条は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ(傍点筆者)」と書いてあり、そこに「国民」は入っていない。つまり憲法を「尊重」しなくてはならないのは、原理的に、国の立場にいる人たちである。この育鵬の記述では、憲法を遵守しなければならないのは第一義的には国であるという核心の「制限規範性」が、生徒に理解されにくい⁵。

大日本帝国憲法と日本国憲法の比較は重要な点であるが、育鵬では不十分な理解にとどまりかねない(p40～41)。旧憲法と新憲法を比較したうえで、後者の優位性・発展性を理解するのが肝要であるので、ほとんどの教科書は新・旧憲法の対比表をつくり、両者の違いが一目瞭然でわかるようになってはいるが(東書 p43、帝国 p36、教出 p43、日文 40p)、育鵬と自由はそうした表が載っていない。育鵬は本文中にすら「天皇主権」という用語が出ておらず、日本国憲法の「国民主権」と対比して理解することができにくい。そもそも旧憲法と新憲法を比較するうえでの前提には、新憲法の優位性があるわけだが、育鵬はむしろ旧憲法の説明に紙幅を割いている。東書、帝国、教出、日文には載っていない五箇条の御誓文も全文を資料として示し、「アジアで初めての本格的な近代憲法として内外ともに高く評価されました」と旧憲法の意義を称賛しているが、これではむしろ旧憲法を過剰に肯定する誤解につながりやすい。

憲法の改正手続きを説明する点において、育鵬は改憲について誤ったイメージを持たせかねない。育鵬と自由は各国の改憲回数の比較表を載せるが(育鵬 p52、自由 p63)、これを見るとドイツ 59 回、フランス 24 回などと並ぶ中、日本だけ 0 回となっている。しかし、そもそも憲法の形式は多様であり、実務的、技術的な面まで含む子細な条項から成る憲法もあれば、理念・原則を記す一般的、概念的な条項で構成される憲法もある。前者のタイプの憲法は細かい規定である分、改変の必要性も生じやすいが、後者の場合であれば、状況に応じて運用や解釈により柔軟に対応できる故、必ずしも条文までの改正には及ばなくても対応ができる。日本の現行憲法は後者であるので、これまで改憲の必要性は高くなかったといえる。したがって、こうした憲法の性質の違いを踏まえれば、単純な改憲回数の比較には合理的な意味が乏しい。しかるに、こうした表を出せば、日本だけ改憲していないという表面的な事実によってその不作為が他国との比較の点で否定的に理解される余地が生じてしまう。つまり、日本の憲法に対する正しい理解を阻害し、不合理な改憲の根拠を持たせうる点で、育鵬や自由の編集は不適切といわざるを得ない。

1-3 人権

憲法における人権をめぐる記述も、育鵬は違和感を生じさせる面がある。一般的に、憲法学として人権を教える際は、その順序は基本的人権の尊重→平等権→自由権→社会権→参政権→新しい人権と進み、最後に例外として「公共の福祉」による人権制約や「国民の義務」を説明する。し

かし育鵬と自由は基本的人権の尊重の後、すぐ「公共の福祉」や「国民の義務」を教える構成をとっている(育鵬 p46~47、自由 p70~71)。「公共の福祉」は人権を制約する原理であり、「国民の義務」も人権(権利)と対置するものであるから、これらを優先する順番で教えれば、人権の普遍的絶対性という本来、最も重要な点についての認識が相殺される効果が生じえる。他社は多少の前後はありつつも、ほとんどがオーソドックスな順番で構成している。

その「公共の福祉」についての説明でも、他社はすべて「国家権力が『公共の福祉』の名をかりて、大切な人権を簡単に制限しないように注意する必要があります」など(日文 p67)、安易な人権制約を警戒する指摘も併せて書いているが、育鵬だけそうした指摘はなく、逆に国際人権規約(B規約)まで持ち出して「人権を制約する規定が設けられています」としている。こうした育鵬の記述では、人権の本来性に対する生徒の理解は滞るかもしれない。

また、育鵬は人権の社会権を説明する資料として、側注に「生活保護 指導 3100 件/厚労省調査/8 割がパチンコ」という新聞記事を載せる(p63)。本来、人権の普遍性を生徒に理解させねばならないのに、この資料はむしろ逆効果であり、遊ぶ人には人権もいらぬのではという間違ったイメージに誘導しかねない。人権保障の観点で生活保護制度に触れるのであれば、むしろ生活保護における行政の水際対応の不備や、必要な人に届いていない捕捉率の低迷などを提起すべきであろう⁶。資料として触れるのであれば、朝日訴訟などをとりあげるのが普通である(教出 p58)。

加えて、男女の平等や女性の社会環境について説明されるが、育鵬は「男女共同参画社会とは、男女の違いを認めた上で、互いに尊重し、助け合う社会をいいます。」と記している(p57)。しかし男女共同参画社会の本来の意味は、男はこう、女はこう、という男女の違いによる固定的なイメージを壊して、男女が個人として対等に尊重され能力を發揮できる社会のことを意味するので、育鵬の説明は適当でない。

グラフとして日本における女性の年齢別労働力率の推移を載せているが(p57)、これによると以前より改善している状況が見える。しかし、他社は併せて他国との比較もグラフに入れているため(帝国 p138、東書 p52、日文 p150、教出 p145)、日本は依然、女性の労働力率が国際的に劣っている点もわかるような資料になっている。育鵬のグラフでは状況を肯定する一面的な理解にとどまってしまう。

さらに、側注に資料として「夫婦同姓は合憲/最高裁初判断」という新聞記事を載せる(p57)。これは、結婚後の配偶者の姓について女性に変更する機会が多いという現状を追認する判決であるから、この記事は男女平等とは逆の意味の資料になる。男女平等の文脈であれば、夫婦別姓制を求める声や取り組みなどを資料として載せるべきであろう。

差別問題では、2016 年に施行された障害者差別解消法は、他社には載るが育鵬と自由のみ扱っていない。同法で示された「合理的配慮の提供」という概念も含め、学ぶべき重要な意義がある法律であろう。

勤労の権利と労働三法について、育鵬は労働基準法の説明として「1日 8 時間労働制、休日・休暇など、労働条件の最低基準」としか書いていない(p139)。他社は週 40 時間労働、少なくとも週 1 日の休日、15 歳未満の児童の雇用禁止、30 日前までの解雇予告など詳しい(教出 p142、帝

国 p137、日文 p147、東書 p147)⁷。いわゆる「ブラック企業」が問題視される昨今、労働法に関する素養は実生活においても必要であるが、育鵬では十分な知識を得られない。

子ども食堂について、育鵬は人権の「社会権」の単元と「社会保障のしくみ」の単元と、2 か所で写真もつけて強調するが(p62、p157)、それは 2 重の意味で不適切な扱い方になっている。社会権や社会保障は本来、政府・行政が提供する公的サービス(=公助)として具体化されるべきものだが、子ども食堂は民間のボランティア団体で運営されている場合、つまり共助としての状況が多いからだ。また、育鵬は子ども食堂を貧困対策として説明するが、通う子らは必ずしも貧しいからでなく、「家庭の事情で食事が満足にとれない子どもや、寂しさを感じながら一人で食事をとる機会が多い子どもたちのために」開設されている(教出 p59)。単に貧困対策としてみるなら、子ども食堂に通う子らに対する「貧乏人差別」も助長しかねない⁸。

1-4 平和と安全

育鵬は平和と安全に関する問題でも、生徒にとって不十分な、あるいは一面的な理解しかできない記述がある。まず、「世界平和の実現にむけて」の単元で、核兵器をめぐる問題を説明する中、育鵬だけ「核兵器禁止条約」を書いていない(p190~191)。2017 年に国連で採択され、2021 年に発効した同条約は、核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、使用及び使用の威嚇などを全面的に違法とする画期的な国際法であり、とくに唯一の核兵器被害国の日本としてはことさら大きな意義を持つ。この条約の採択に寄与した国際 NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)」がノーベル平和賞を受賞し、日系の被爆者サーロー・節子さんの功績も大きなニュースになった。育鵬は核拡散防止条約(NPT)と包括的核実験禁止条約(CTBT)の経緯を書き、生物兵器や化学兵器の禁止条約にも言及するのにも、核兵器禁止条約はどこにも出てこない。他社は自由含めすべてで濃淡はあるが記載している。とくに教出は唯一、日本政府がこの条約に反対している点まで触れ、写真も 2 枚使って詳しく説明する(p207)⁹。

そもそも育鵬は、「世界平和の実現」を学ぶ単元であるのに、「軍縮」の用語が載っていない。同じ単元で他社はすべて小見出しで「軍縮」を記すか、本文で書く場合はゴシック体で強調している。また育鵬には「被爆国」の表現もない。「戦争を防ぐためには、軍縮を進めることが必要」(東書 p201)という発想は、平和の実現にとって当たり前の視点であるが、そうした基本すら育鵬では学びにくい。

2015 年に成立した安保法制は、集団的自衛権の「限定的」行使を容認し、自衛隊の海外における軍事活動を広げたが、育鵬はこれについて「日本の安全保障体制が強化されました」(p51)と断定して説明する。しかし、実際は安保法制への疑問や反対も大きく、世論は 2 分されたのであるから、肯定的な説明だけでは生徒は一面的な理解にとどまってしまう。他社は反論や違憲説などにも言及している:「これに対して、憲法第 9 条で認められる自衛の範囲をこえているという反対の意見もあります。」(東書 p47)、「長期にわたって政府によって国会でとられてきた説明が変更されたことへの批判があります。…他国の戦争に巻き込まれないかについて、さまざまな意見があります。」(日文 p73)、「日本に武力攻撃がない段階での武力行使は、国民の生命や自由への権利では正

当化できないとの批判もあります。また、自衛隊の設置が 9 条に適合しないという見解もあります。」(帝国 p40)、「平和的生存権や憲法第 9 条の意義を重視する立場などから批判の声も上がりました。」(教出 p76)などと、賛否両面から考えられるように書いている。また日米安全保障条約や米軍の存在も評価は分かれるが、育鵬は、「戦後の日本の平和は、自衛隊の存在とともにアメリカ軍の抑止力…に負うところも大きいといえます。」とここでも一面的に肯定する書き方をしている(p50)。

北朝鮮による拉致事件について育鵬と自由は本文の記載のほかに、ともに特集の見開き 2 ページを割り(育鵬 p184~185、自由p190~191)、詳しく扱う。拉致問題を重点化する発想はあってよいが、育鵬の説明では理解が一面的に偏る危惧がある。産経新聞の記事も引用しつつ、「この問題の解決なくして、日本と北朝鮮との国交正常化はあり得ません」(p183)と本文で断言しているが、2002 年の小泉訪朝による 5 人の帰国以後、ほとんど進展なく膠着している状況の中、かたくなに拉致問題の解決を最優先しても事態の打開は難しい。本来、小泉純一郎首相と金正日総書記が合意した日朝平壤宣言では、日朝国交正常化に向け双方が努力する旨、規定されており、経済協力も併せて拉致問題に並行して取り組むべく合意をしたのであるから、拉致の解決なければ国交なしの発想でなく、互恵的な信頼関係の構築に向けた柔軟な姿勢が必要といえる。育鵬の硬直した一方的な記述を読む生徒は、逆に北朝鮮への反感を強化するだけで、問題解決に向けた合理的で生産的な理解に至るには困難であろう。

1-5 国際関係

「第 5 章 私たちと国際社会の課題」は、国際関係を多面的に考える章であるが、育鵬では近年大きな意義を持つ NGO(非政府組織)による活動について十分、学びにくい。NGO は地雷やクラスター爆弾、核兵器の禁止、廃止を定める国際条約の設立に大きく貢献し、ノーベル賞も受賞したほか、貧困や武力紛争で困窮する市民を支援する国際協力の分野でも、地球温暖化防止の分野でも大きな役割を果たし、最近では日本の NGO も国内外で活躍している。しかし育鵬では、ごみ削減に取り組む NGO「ゼロ・ウェイストアカデミー」に導入のページで言及するのみ(p167)。むしろ国際関係について、皇室、外務省、JICA(国際協力機構)、青年海外協力隊、自衛隊、国連などの政府系セクターの活動に偏って説明している。他社は「ピースウィンズ・ジャパン」「シヤプラニール」「難民を助ける会」「日本国際ボランティアセンター」「地雷禁止国際キャンペーン」「核兵器廃絶国際キャンペーン」などを紹介し、非政府系セクターの面も一定の重要度で扱っている。

貧困や経済格差は国際的な課題の一つであり、その対応として重要な「フェアトレード」は他社で載るが(教出 p212、東書 p199、帝国 p190)、育鵬では説明がない。

国連に関するところで、育鵬は国連予算の各国分担率のグラフを載せるが、それは古いため日本が 2 位で 9.7%、中国が 3 位で 7.9%となっている(p192)。しかし最新の 2019 年の統計では 2 位が中国で 12.0%、3 位が日本で 8.6%と逆転している(教出 p201、帝国 p178、日文 p187)。経済力の変化による日中の逆転は大きな意味があるので、育鵬の統計では生徒の学習にとってマイナスである。資料が古い点は他にも見られ、育鵬は国の予算について 2015 年の統計であるが(p152)、他社は 2018 年(日文 p161)、2017 年(東書 p162)の新しい統計を使っている。女性の労

働力率のグラフも育鵬は 2013 年だが(p57)、日文は 2017 年と新しい(p150)。

2 発想・視点における価値観的な面の特徴

知識・情報の正誤・多寡という生徒の学習面における特徴とは別に、発想や視点においても特異な傾向が目立つのが、育鵬の教科書である。具体的には以下のような特徴を列挙できるが、これらは1の面における特徴とも関連している。つまり一定の発想・視点に依拠して生徒に習得させたい知識・理解、あるいは習得させたくない知識・理解という判断、選別がなされうるからである。普遍的に必要な知識を習得・理解させたいと、独自の発想・視点からの説明はあってよいが、育鵬の内容は必ずしもそうした形になってはいない傾向がある。

2-1 軍事力の肯定

育鵬の教科書にみられる特徴的な視点の一つは、軍事力の肯定である。上の1-4で指摘した、「軍縮」の用語・概念を載せず、核兵器禁止条約も無視しているところ、また安保法制や集団的自衛権の行使について、大きな疑問や反論があった点には触れず、肯定的に断定する書きぶりなどに、育鵬の編集方針として軍事力を重視する視点・価値観が端的に表れている。その「世界平和の実現にむけて」の單元では、自衛隊の活動を詳しく紹介しており、「世界平和の実現」のためには軍縮よりも武力が必要という考え方が伝わってくる。

自衛隊への言及や写真は全編で多く見られる。自衛隊の写真は全部で7枚載っており、とくに平和主義のところでは写真 5 枚中、3 枚が自衛隊(p48~49)。たとえば東書は全編で 3 枚しかない。人権の男女の平等の項目で、例示として航空自衛隊初の女性戦闘機パイロットを写真付きで紹介するが(p56)、女性の社会進出の例は多々ある中、わざわざ航空自衛隊に着目するあたりにも、特異な傾向が象徴的に表れている。

また沖縄の米軍基地についての記述も特徴的。すべての教科書が普天間飛行場の写真とともに米軍基地について言及するが、育鵬は米軍基地の約 70%が沖縄に集中するとは説明しつつも、ただちにカッコ書きで、自衛隊との共用施設を含めると約 19%になるという注釈を書いている(p51)。自由にも同様の記述がある(p193)。共用施設を含めると数字が下がる点は確かにそうであるが、そこは中学生に必須の知識ではないだろう。しかし、この文脈であえて小さい数字を示すことで米軍の過重負担が和らぐようなイメージ、つまりごまかすような効果が生じるかもしれない。そこに、米軍や軍事力に対する批判、反対の視点を生徒に持たせにくくする意図を推測できよう。育鵬と自由以外は、自衛隊との共用施設としての数字はなく、教出が見開きの特集で大きく取り上げるように(p76~77)、米軍基地による沖縄住民の負担に言及している。

武力は政治学や国際関係学において重要な要素であり、中学生の学習においても学ぶ意義は大きい。実態としての軍事力の存在、必要悪としての武力の有用性について考える視点はあってよいが、半面、平和で友好的な国際社会の構築に向け、武力を忌避、否定する志向の確立も不可欠である。その両面のバランスある知識、思考、態度が求められるところ、育鵬では武力の肯定に偏りすぎて、生徒は平和を志向する思考・態度を育みにくいといえるだろう。

2-2 民主主義・憲法・人権の相対化・忌避

1-1、1-2、1-3で指摘した、民主主義や憲法、人権について、間違っただ記述、不十分な記述、わかりにくい記述があるという特徴は、当然に、育鵬の執筆者のこうした点における知見、理解の浅さを疑わせる。しかし、文科省の検定を通る以上は、学習指導要領に則った内容は確保されているはずであるし、その学習指導要領も、当然民主主義や憲法、人権などの基本的な原理や制度の重要性は前提にされ発出される以上、育鵬の内容も全体としてみれば民主主義や憲法、人権についての説明は一定の水準にあり、これらを肯定的に生徒に理解させようという方針で編まれていることは間違いなからう。したがって、育鵬で学ぶ生徒もおおむね標準的な知識は習得できよう。ただ、育鵬の教科書で興味深いのは、全体としては民主主義や憲法、人権を重要視する内容ではあるものの、ところどころにそれらの普遍性・絶対性を相対化する、あるいは対抗、矛盾する箇所が顔を出すという点である。あたかも、こらえきれなくてつい本音がのぞいてしまうというような感じで。たとえば、上述したように人権を教えるところで「公共の福祉」や「国民の義務」を扱う順を早めたり、社会権の説明でパチンコに行く生活保護者の記事を載せたり、男女平等の説明で夫婦同姓の合憲判決を載せたり、障害者差別解消法を取り上げなかったり、労働者の権利の説明が浅かったり、などのあたりに人権を制約したい、人権を重視したくない本音が出ているのではなからうか。

民主主義や人権に対する懐疑的な観点は、育鵬のみエドモンド・バークをコラムで大きく紹介する点にも見て取れる(p45)。バークはフランス革命や、王権を打倒した民衆の権利に批判的な保守思想家であり、政治思想としては重要な位置づけにある。しかし中学レベルの段階でそこまでの知識は必ずしも必要なく、むしろ逆に人権の絶対的普遍性の理解に逆行する教育効果が懸念される。

ライフプラン(人生設計)は、ワークとして生徒に作業をさせる素材として好適であるが、育鵬は結婚して出産し、子育てを経て老後に至る固定されたプランしか載っていない(p162~163)。同様のページで帝国は結婚をするかしないか、子どもを持つか持たないか、などの選択肢のあるライフプランが示されている(帝国 p133~134)。育鵬の観点では、個人の自己決定権による多様な人生が想定されていない。

このように育鵬の編集方針の底流には、民主主義や立憲主義、人権などの普遍的な原則・価値に対する懐疑・忌避・抵抗・反発のような観点があるといえるだろう。換言すれば、そうした理念に対する対抗としての、国家主義、権威主義、ナショナリズム、パターンリズムへの傾倒である。

2-3 改憲志向

育鵬の憲法に対する特異な視点は 3 点ある。1 点目は制限規範としての理解が薄い点、もう 1 点は日本国憲法より大日本帝国憲法を重視する点、3 点目はしたがって現行憲法を変えたいとする改憲志向である。1 点目は2-6の「国家・強者・統治者の目線」につながるもので、そこで後述する。

大日本帝国憲法と日本国憲法との比較表が載っていれば、一目瞭然で両者の相違がわかり、その結果、生徒は新憲法の優位性を容易に理解できる。逆に、育鵬と自由のみがこの比較表を載せないのは、こうした正当な理解を促す意図がないからであろう。両憲法の相違をあいまいにし、新

憲法の優位性がはっきりしなければ、結果的に、旧憲法も悪くないというイメージを持たせることができる。

そのような旧憲法を重視する姿勢は、五箇条の御誓文を資料として載せる点などに (p40)、他方、新憲法への懐疑は英語で書かれた憲法原文を資料として載せる点などにもみられる (p41)。また本文中に、大日本帝国憲法は 8 年かけてつくったが、日本国憲法は GHQ が 1 週間でつくったと、時間をあえて比較して書くことで (p40~41)、現行憲法が拙劣である印象が示される。しかし、GHQ 案は帝国議会で重要な修正を加えられ約 3 か月議論されているので必ずしも「1 週間」ではない。

こうした特徴は、育鵬の歴史教科書でも同様。GHQ は日本の民間の憲法案も参考に原案を作成し、またその GHQ 原案に対し日本の帝国議会が生存権や国民主権、文民条項、2 院制、芦田修正など重要な追加・変更を加えていた。しかし育鵬は民間憲法案を参考にした点には触れず、GHQ は「受け入れるよう日本側に強く迫り」「議員は GHQ の意向に反対の声を上げることができず、ほとんど無修正のまま採択されました。」と記述、GHQ が強引に一方的に憲法を強要したような書き方をしている (歴史・育鵬 p263)。

こうしたいわゆる「押しつけ憲法観」を提起したうえで、育鵬は改憲を強く志向する観点を隠さない。通常、憲法改正については国民主権を学ぶ単元の中の一部として扱われ、改憲の厳格さ、96 条、国民投票などのみを簡潔に書く教科書が多いが、育鵬と自由は憲法改正だけを独立の単元として立てている。また育鵬と帝国は資料として憲法改正国民投票の投票用紙見本まで載せている (育鵬 p53、帝国 p62)。さらに育鵬はアクティブラーニングの素材として、生徒に具体的な改憲の争点を多数提起し、護憲・改憲の立場から議論するページも設けている (p72~73)¹⁰。

上述したように、各国の改憲回数の一覧表を育鵬と自由のみ載せている点も、他国は変えているのに日本だけ変えていないのはおかしいという、感覚的な理由によって改憲促進の効果を狙うからであろう。

改憲の基本的な意義や手順を学ぶのは必須であるが、育鵬の場合は過剰に詳しく扱うだけでなく、改憲へ誘導する偏向性があるため、生徒が主体的に合理的に改憲問題を考えられる内容とはなっていない。

2-4 愛国心・天皇制・自尊観の重視

「私たちと国際社会の課題」の章において国家について説明されるが、育鵬と自由のみ愛国心をとりあげている。『われわれ』という意識や…国家への帰属意識、国の名誉や存続、発展などのために行動しようと思う気持ちを愛国心といいます」として、その重要性、必要性を説いている (育鵬 p180~181)。国旗・国歌の説明は各社に載るが、育鵬は本文に加え側注でも「国際社会で通用する国旗・国歌への敬意の表し方」として詳細に説明している。

改定された教育基本法の第 2 条において「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできたわが国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が、教育の目標の一つとされている。しかしその「我が国…を愛する…態度」が外在的・他律的に形成させられるのか、内在的・自律的に形成していくのかで、その性質は違ってくる。前者の形の愛国心

が戦前、戦争遂行に加担した反省を踏まえれば、公教育の中で安易に無防備に愛国心を教えるのは慎むべきであり、その点、育鵬と自由以外が愛国心に触れないのは、そうした深慮が背景にあるからとみられる。

そもそも日本語で言う愛国心はナショナリズム的な意味で用いられる場合が多く、全体主義に変容する危険性があるが、本来の英語の原義 patriotism は独立した個人が自由で共和主義的な原理や制度を求める思想であるから、愛国心は必ずしもアприオリに国家を前提にしているわけではない。

しかし、育鵬の説明する愛国心は具体的には天皇制国家を支える視点として連結する。憲法に関して「国民主権と天皇」という単元を立てて説明するが、「国民主権」よりも「象徴としての天皇」という項目のほうが詳しい。写真も 6 枚中、4 枚が天皇のもの¹¹。他社は象徴天皇制の仕組みを客観的に説明するだけであるが、育鵬は「天皇は…中立・公平・無私な立場にあることで日本国を代表し、古くから続く日本の伝統的な姿を体現したり、国民の統合を強めたりする存在となっており、現代の立憲君主制のモデルの一つとなっています。」と本文中に肯定的な評価を示し、コラム欄でも天皇は古くから敬愛を集める精神的な支柱であり、それにより日本は何度も危機を乗り越えた、と記している(p43)。

この天皇制の重視は、歴史の教科書で顕著に表れている。最近の歴史研究では、古墳時代において朝廷という統治機構の確立は従来の見方より後の時代になってからとされるので、従来使われていた「大和朝廷」の用語でなく、「ヤマト(あるいは大和)政権(あるいは王権)」の言い方が主流であるが、育鵬だけ依然、「大和朝廷」の用語を使う(歴史・育鵬 p37)。また大仙(山)古墳を「仁徳天皇陵」と断定するのも育鵬のみ(歴史・育鵬 p38～39)。歴史研究では、確証がない故、表記としては「伝・仁徳天皇陵」が妥当とされる。育鵬が大和朝廷の表記にこだわるのは、天皇制の支配が早期に成立していたと示したい意図から、あるいは仁徳天皇陵と断定するのは天皇制の興隆を示したい意図からであろう。

育鵬の歴史教科書では昭和天皇が 8 頁にわたり触れられ(歴史・育鵬 p296＝索引)、文章にも親しみが込められるが、他社は 2、3 頁のみ。また育鵬はその死去を「崩御」と最高の敬意表現で記すが(歴史・育鵬 p273、282)、他社は「亡くなり」(歴史・帝国 p280、歴史・山川 p280)と書いている。

神話については各教科書に載るが、育鵬は天皇制とつなげる意図がみえる(歴史・育鵬 p56～57)。他社は神話は天皇統治の正当化のために創造された面や他国の神話との類似性などにも言及する。育鵬はそうした点はなく、神話と史実があいまいになる表記がなされている。

また「教育勅語」を説明するのに、5 社は「忠君愛国」を記すが、育鵬には忠君愛国の表現はない(歴史 p193)。そして教育勅語の部分訳を載せるなら、本来は「国家に危険がせまれば…皇室の運命を助けなければならない(傍点筆者)」(歴史・教出 p181)と記すべきところ、育鵬は「国や社会に危急のことがおきたならば…祖国を助けなさい(傍点筆者)」(歴史 p193)と訳している。教育勅語は、天皇支配を強化するために臣民に課した教育原理なので、忠君愛国は必須の用語・概念であるし、訳も「祖国」でなく「皇室」を「助けなさい」と訳すべきである。育鵬は教育勅語の本質を歪曲して一般的な教育原理のように説くことで、教育勅語と天皇制の正当化を図っているように見える。

こうした天皇制の日本という国に対する愛国心は、必然的に日本に対する自尊観を高める観点につながる。育鵬の歴史教科書では、私たちの日本はすごい、という観点、文章が目につく。

第 1 章の構成は、他社は「人類の誕生」→「世界の古代文明」→「三大宗教」→「日本の縄文時代」→「日本の弥生時代」→「日本の古墳時代」となるが、育鵬は「人類の誕生」のあとにすぐ「縄文時代」を説明し、その後「世界の古代文明」として、エジプト、メソポタミア、インダス、古代中国の文明が来る。つまり世界の古代文明に先駆ける、あるいは匹敵する時代が日本の縄文時代というイメージを持たせよう。

育鵬には随所に日本の長所、功績などを強調する箇所がある。「大仙古墳(仁徳天皇陵)」は「世界最大の墓」であり「国力と技術は驚くべきものです」(歴史・育鵬 p37)、源氏物語は「世界文学の最高峰の一つ」(歴史・育鵬 p68)、清少納言など「摂関政治は、世界に誇る我が国の女性文化と女流文学を生み出した」(歴史・育鵬 p61)、ザビエル(歴史・育鵬 p113)も動物学者モース(歴史・育鵬 p208)も女性旅行家バード(歴史・育鵬 p208)も日本人を「善良」「誠実」「安全」と高く評していたと記載する。また教科書最後の締めくくりの段落では「世界の中の大国である日本は…すぐれた国民性を発揮して(傍点筆者)」問題解決と国際貢献に努める、と結んでいる(歴史・育鵬 p281)。日本は大国で、日本人は優れている、という認識は露骨すぎて違和感が大きい。

日本の伝統や文化への理解は肯定的な評価や愛着も含めて必要ではある。しかし、歴史研究の常識や史実を軽視してまで、過度に日本を肯定し、偏った自尊観を促すような育鵬の編集は、生徒に独善的な歴史観、日本観を植え付けかねない。

2-5 加害責任の希薄

上述の、愛国心・天皇制・自尊観の重視という特性と密接につながるのが、日本の侵略戦争と植民地支配に対して加害責任の認識が希薄であるという特徴である。愛国心、つまり国に愛着を持つことは国を肯定することにつながるから、その国を否定するような負の面は見ないという心理は生じやすからう。この点が文字通り明白に出ているのが、憲法を学ぶ章の「平和主義」の單元における記述である。ほとんどの教科書が戦後、第 9 条の平和主義が日本に定着した背景に言及しているが、その文脈で育鵬はこう書いている:「徹底した平和主義は世界的には異例ですが、戦後日本が第二次世界大戦によるはかりしれない被害から出発したこともあり、多くの国民にむかえ入れられました」(育鵬 p48)。しかし、他社は違う。「日本がかつて戦争によって、他国の人々の生命や人権を奪い、また日本国民自身も同様に大きな被害を受けたことで(傍点筆者)」(教出 p72)、「日本は、太平洋戦争で多くの国々、なかでもアジア諸国の人々に対して多大な損害をあたえ、日本の国民も大きな被害を受けました。(傍点筆者)」(東書 p46)と、いずれも加害と被害の両面に触れている(帝国も p39 で、日文も p70 で)。育鵬のみ、日本による加害の面に触れていない¹²。

また、植民地支配の加害性についても育鵬の認識は薄い。そもそも「植民地」という用語を使わないのであるから、その事実すら否定しているのであろうか。「ともに生きるために」の單元で外国人差別について説明しているが、育鵬はその背景として「かつて日本が朝鮮半島や台湾などを領土としていた歴史…などにより(傍点筆者)」と記すが(p58)、他社は「韓国併合による日本の植民地支

配の時期に、意思に反して日本に連れてこられた人々や、その子孫も多くいます(傍点筆者)」と書く(東書 p51)。この点は歴史の教科書でも一貫している。韓国併合に関する説明で、育鵬だけ一切「植民地」という語を使わず、「朝鮮統治」と言う(歴史・育鵬 p200～201)。同様に台湾についても「日本統治時代の台湾」と書き、植民地とは言わない(歴史・育鵬 p201)。

侵略戦争や植民地支配の加害性を軽視する姿勢は、侵略戦争や植民地支配を逆に正当化する発想と表裏一体であり、この観点は歴史の教科書で多く見られる。

アジア・太平洋戦争について、そもそも育鵬はその呼称について、「大東亜戦争」という言い方を重視・強調する。他社はすべて「太平洋戦争」「アジア・太平洋戦争」の言い方を標準としている。育鵬が大東亜戦争の言い方にこだわるのは、その戦争は基本的に欧米列強の支配からアジアを解放し大東亜共栄圏をつくるための正義の戦争であった、という正当化が根底にあるからだろう。よって、日本によるアジアの解放という観点に多くで言及する。「列強の植民地とアジアの民族運動」という見開き 2 頁の特集で(歴史・育鵬 p250～251)、日本軍の支援についても書き、また「インドネシアやベトナムの独立戦争では、…(戦後)現地に残った旧日本軍将兵の一部が独立のために戦った」(歴史・育鵬 p265)と、戦後の状況まで記している。

個別の戦争の場面においても、日本の立場を正当化し、あるいは日本の非をあいまい化する記述が少なくない。盧溝橋事件について育鵬は「日中間の緊張が高まる中、…日本軍が…訓練中に何者かの銃撃を受け、中国軍との戦闘が始まりました」(歴史 p238)と記すが、他社はすべて「盧溝橋で日中両軍が衝突した」(歴史・帝国 p238)などと簡潔に記す。これは今の歴史研究ではこの銃撃の事実経緯がはっきりしないためであるが、育鵬のような表記をすると、日本が中国側から攻撃を受け、正当防衛のように戦闘が始まったようなイメージが生じやすい。真偽がはっきりしないのに、正当防衛として日本側を正当化したい意図が推測できる。

南京事件の表記でも、育鵬は最もあいまいな書き方をしている。「中国の軍民に多数の死傷者が出た」(歴史・育鵬 p238)としか書いておらず、「軍民」だけでは女性や子供を含む市民、捕虜が暴行・殺害された事実がわかりにくい。逆に、学舎は最もわかりやすく詳しく伝えている。南京市民の体験談を資料として載せ、国際条約にも言及して、日本軍の虐殺の実態・違法性を説明する(p225)。また東書は唯一「南京大虐殺(傍点筆者)」(歴史 p230)と、実態に即した表記をする¹³。

朝鮮半島の植民地化について、育鵬は他の列強も黙認していたとも記したうえで、資料として「韓国併合後の朝鮮の変化」という表を載せている(歴史・育鵬 p201)。そこでは併合後にコメの生産量や学校も増えたという数字があり、一見、植民地化によって朝鮮が発展したように見えるが、米の多くは日本に持って行かれ、学校では日本式の教育が強制されていたのが実態であった。この表を単純に見ると、植民地支配に大きな正の効用があったと誤解してしまう。

東京裁判について、育鵬はコラムで、戦勝国側の犯罪は裁かれず、遡及法なども不当で、パール判事が裁判を批判したと説明している(歴史・育鵬 p263)。確かにそうした観点はあがあるが、他方、そこでは日本の戦犯の内容がほとんど説明されていない。東京裁判批判に偏った文脈になっている点にも、日本の加害責任について認識が希薄であることがうかがえる。

2-6 国家・統治者・強者の目線

2-2 で示した、民主主義、憲法、人権に対する不十分な理解と軽視という特徴は、現代の市民社会の立場では看過できない重大な欠陥であるが、逆に、統治する側の立場では、ある意味当然の傾向ともいえる。権力を行使する支配者からすれば、民主主義や憲法、人権などはむしろ厄介な仕組みであるからだ。憲法に縛られず、人権などお構いなく、独裁的に支配できるほうがやりやすいことは間違いない。育鵬の考え方の基本の一つは、こうした支配者の目線にある。つまり、市民や民衆、弱者の側の目線が希薄なのである。

2-3 の改憲志向で上述したが、育鵬の憲法に対する特異な視点として、制限規範としての理解が薄いという点がある。しかし、立憲主義について旧版では取り上げず、新版でも不十分な記述しかしないのは、知見の問題ではなく、むしろ市民が政府を縛るとする概念自体に対する忌避、反感という問題なのかもしれない。つまり、育鵬の執筆者は立憲主義の意味は分かっているが、そういう発想や制度を嫌うから、あえて不十分にしか書かないという心理である。

支配者側の視点に偏る傾向は、政府と市民の関係に限らず、経営者と労働者の関係においてもみられる。1-3 で上述した労働基準法の説明で、労働者の具体的権利について 8 時間労働の点しか教えていないところは、まさに経営者側の視点だろう。

また男女の関係においても、1-3 で上述したように、性差をもとにした男性の優位性が前提とされ、支配者・強者としての男性目線がうかがえる。

1-5 で、国際協力や国際交流などにおいて様々なアプローチ、主体がある中、NGOの活動がほとんど言及されず、サミットや外務省、皇室、JICA など政府系アクターに偏って取り上げる点にも、官尊民卑的な視点がみえる。

歴史の教科書でも同様の視点は多数でみられ、庶民より政府・軍の視点に立つ史観がわかる。沖縄戦の集団自決について、他社はほとんどが「(住民は)日本軍によって集団自決に追いこまれた(傍点筆者)」(歴史・東書 p239)などと書くが、育鵬は「(住民は)戦闘がはげしくなる中で逃げ場を失い、集団自決に追いこまれた」と書く(p245)。つまり「日本軍によって」「日本軍が」という語がないため、住民は逃げる場がないので仕方なく自分たちで集団自決したように読める文章になっている。沖縄住民の立場でなく、政府・日本軍の立場からすれば、当然、住民に対する自決の強要は隠したい事実であるから、あいまいな記述をしたがるわけである。

沖縄戦に関連して、育鵬は大田実少将の「沖縄県民斯克戦ヘリ 県民ニ対シ後世特別ノゴ高配ヲ」の電文を載せるが(歴史・育鵬 p248~249)、文章自体は沖縄住民はよく戦ったという称賛を意味している。しかし住民の立場では日本軍は沖縄を捨て石にした怨嗟の対象でしかない。大田少将の電文は住民を気遣った徳のある司令官としての虚像を示すものであり、ここにも軍・政府の立場から歴史をみる育鵬の特徴が表れている。

このように庶民や弱者への視線が希薄であると、当然、戦争で苦しんだ民衆についても共感度は低くなる。育鵬も沖縄戦、原爆の惨害を説明するが、とおりのいっぺんのあっさりした表記であり(歴史・育鵬 p245~247)、手厚く説明する他社の記述とは違いがある(学び舎 p4、5、238~239、240~241、歴史・帝国 p250~251 など)。

アイヌ民族のくんだりでも、育鵬は政府の支配者側の視点が露骨に出ている。他社は、アイヌの人々は「狩りや漁の場を奪われ」(歴史・帝国 p181)、「移住を強制され」(歴史・日文 p193)、「同化政策が進められました」(歴史・教出 p177)と、明治政府により民族の文化・権利が奪われた実態がよくわかる説明になっているが、育鵬は「アイヌの人々は、開拓が進むにつれて土地や漁場を失い、…独自の文化も失われていきました」(歴史・育鵬 p182)と、アイヌの文化や権利が自然に消えていったような書き方をしている。

おわりに

育鵬社の中学校社会科教科書には他社と違う顕著な特性があり、その内容と是非について検証した。その特性は 2 種に大別でき、一つは知識習得における学習上の客観的、技術的な面の特性であり、もう一つは思想・信条や政治観・歴史観に関する面における特性である。

前者の学習上の面では、①民主主義、②憲法、③人権、④平和と安全、⑤国際関係を学ぶ上において、不正確な内容、誤解を招く内容、わかりにくい内容が確認された。この面における特徴は、客観的に生徒が学習しやすいか否かという教科書としての本質にかかわる点であるから、教科書の選択・採択において育鵬社が他社の教科書より劣位であるのは明らかである。

政治観・歴史観における面でも、育鵬は独自の傾向が強い。それらを整理すると、①軍事力の肯定、②民主主義・憲法・人権の相対化・忌避、③改憲志向、④愛国心・天皇制・自尊観の重視、⑤加害責任の希薄、⑥国家・統治者・強者の目線、という特性に分類できる。こうした点は、主観的な思想・信条に由来するので、それら自体、客観的な正誤・善悪の問題にはなりにくい。なので、この点に依拠して教科書の選択・採択を判断するのは困難であり、議論は紛糾しやすい。育鵬社の教科書をめぐって、いわゆる右派と左派から対立する評価がなされ、議論が過熱するのは当然であった。ただ、個人的な価値観や主観についてはそれ自体の多様性は保証されるべきであるが、現代市民社会においてはア prioriに前提とされる普遍的な原理が存在するのであり、公教育においては少なくともそうした普遍的原理・観点は逸脱、逸失なく教えられねばならない。その点で、育鵬の教科書では、上述の 6 点の傾向からして、平和、民主主義、立憲主義、人権といった普遍的価値・仕組みについて生徒に十分な理解を促せるのか、懸念があるといえるだろう。

近年の国際政治の変化と、歴史修正主義の台頭により、また 2015 年の教育委員会制度の改変によって首長の意向が学校教育に影響しやすくなった状況などから、育鵬社の教科書は一定のシェアを持つまでに普及したが、2020 年の教科書採択においては、以前まで育鵬の教科書を選んでいた教育委員会が他社を選択するケースが相次いだ¹⁴。これは、上述したように、生徒の学習上の面や普遍的原理の理解という点で、育鵬の教科書は問題があるという認識が広がったからではなかろうか。とはいえ、2020 年の採択でも一部では育鵬社が依然選ばれており、また他社の教科書においても不十分、不適切な内容、編集は散見される。適切な教科書を生徒に提供するための努力は引き続き求められる。

¹ 文化祭のクラスの出し物、掃除当番の担当、昼休みの過ごし方、生徒一人一人の進路など、具体的な事例が多数決になじむか、問うている。

² 教育基本法第 4 条 (政治教育) : 「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」

³ 公職選挙法第 137 条 (教育者の地位利用の選挙運動の禁止) : 「教育者は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。」

⁴ 自由も、1989 年に起きた朝日新聞のサンゴ捏造記事を写真付きで載せている (p93)。

⁵ 民主主義における多数派の専制に対する理解や、国家権力を縛る規範としての立憲主義の理解は、現実の政治の場や政策決定の過程においても重要である。安倍晋三・前首相は 2014 年の安保法制の国会審議において「先ほど来、法制局長官の答弁を求めています、最高の責任者は私です。私が責任者であって、…私たちは選挙で国民から審判を受けるんですよ。審判を受けるのは、法制局長官ではないんです、私なんですよ。」(2014 年 2 月 12 日衆議院予算委員会会議録第六号) と答えたが、安保法制による集団的自衛権の行使容認は、従来の憲法解釈を政府が恣意的に変更する点で立憲主義にもとるし、選挙で審判を受けた政権であれば集団的自衛権の行使も許されるという発想は多数派の専制と同じであろう。民主主義と立憲主義の関係は政治における「アクセル」と「ブレーキ」の関係になぞらえられるが、その両面の機能が損なわれている現実政治を理解するためには、教科書においても適切な説明が不可欠である。

⁶ 神奈川県小田原市では生活保護担当職員らが「保護なめんな」と記されたジャンパーを着用、高圧的に業務にあたっていて批判を浴びた。生活保護の不正受給は全体額としては 0.4%程度に過ぎず、むしろ捕捉率が 2 割ほど (利用する資格のある人の 2 割にしか届いていない) という実態のほうが問題視される。

⁷ 自由は育鵬より簡素な記述。労働基準法について「労働条件に関する最低基準を定めた法律」としか説明していない。

⁸ 子ども食堂に関して育鵬で使われている写真については、無断使用や人権侵害、地名誤記の問題が生じている。『育鵬社教科書 写真無断使用』—滋賀の団体抗議『毎日新聞』2020 年 9 月 9 日 (朝刊)。また、ある県では市民から人権侵害の訴えがあり、育鵬社の見本本教科書が県内すべての教科書センターから撤去される事態になった。

⁹ 育鵬以外は核兵器禁止条約を書いているとはいえ、記載としては不十分で不自然な印象を受ける。帝国は側注の年表で、「・核兵器禁止条約採択」「・核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN)、ノーベル平和賞受賞」と書くものの、本文での記述や写真はなく、同ページで使っている写真は地雷禁止国際キャンペーンのノーベル賞受賞のシーン (p181~182)。ちぐはぐな編集になっている。日文は核兵器禁止条約を採択した国連の写真とともに、年表に同条約を載せてはいるものの、本文に言及がない (p196~197)。東書と自由は核兵器禁止条約を本文で書いてはいるがゴシック体などの強調はない (東書 p201、自由 p196)。日本政府がこの条約に反対している点まで触れたのは教出のみであるが、他社は政府見解を「付度」して抑制的な編集をしたのではないかと推測できる。

¹⁰ 安倍政権が示した 96 条の改憲案 (改正発議の国会議員数を 3 分の 2 から過半数に)、9 条への自衛隊明記の改憲案のほか、前文にある「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」を変えて「安全と生存は自国で守る」とする案などを列挙して、改憲・護憲の議論をさせる。

¹¹ 育鵬は全編で天皇の写真が 9 枚載っているが、たとえば教出は 4 枚のみ。

¹² この文脈で自由は被害も加害も書いていない (自由 p82～83)。

¹³ 「従軍慰安婦」の問題は 1997 年には 7 社すべての中学歴史教科書で載っていたがその後、2012 年には教科書から消えた。2015 年から唯一、学舎が載せ、今回は山川も載せているが、育鵬には載っていない。

¹⁴ 育鵬社のシェアは 2015 年の採択の際、歴史で 6.4%、公民で 5.8%だったが、2020 年は歴史で 1%程度、公民で 0.4%程度に下がったという (「歴史・公民、育鵬社版が激減」『朝日新聞』2020 年 10 月 11 日朝刊)。